

輪島景観重点地区修景整備事業取扱指針

1. 民間建築物等修景整備事業について

- ・ 本事業は、輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為ならびに市が指定する景観重要建造物および景観重要樹木の保存行為について、市が一定額の補助金を交付するものです。

2. 補助の対象

(1) 対象区域

- ・ 輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為における対象区域は輪島市景観計画に記載されている輪島景観重点地区の内、以下の地区とします。

①馬場崎・駅前地区 (図1)

②鳳至上町地区 (図2)

③總持寺周辺地区 (図3)

④まんなか地区 (図4)

⑤長山地区 (図5)

⑥本町周辺地区 (図6)

【対象外】

○間垣の里地区 (大沢・上大沢)

○黒島地区

※上記2地区については、文化課にて別の補助制度があります。

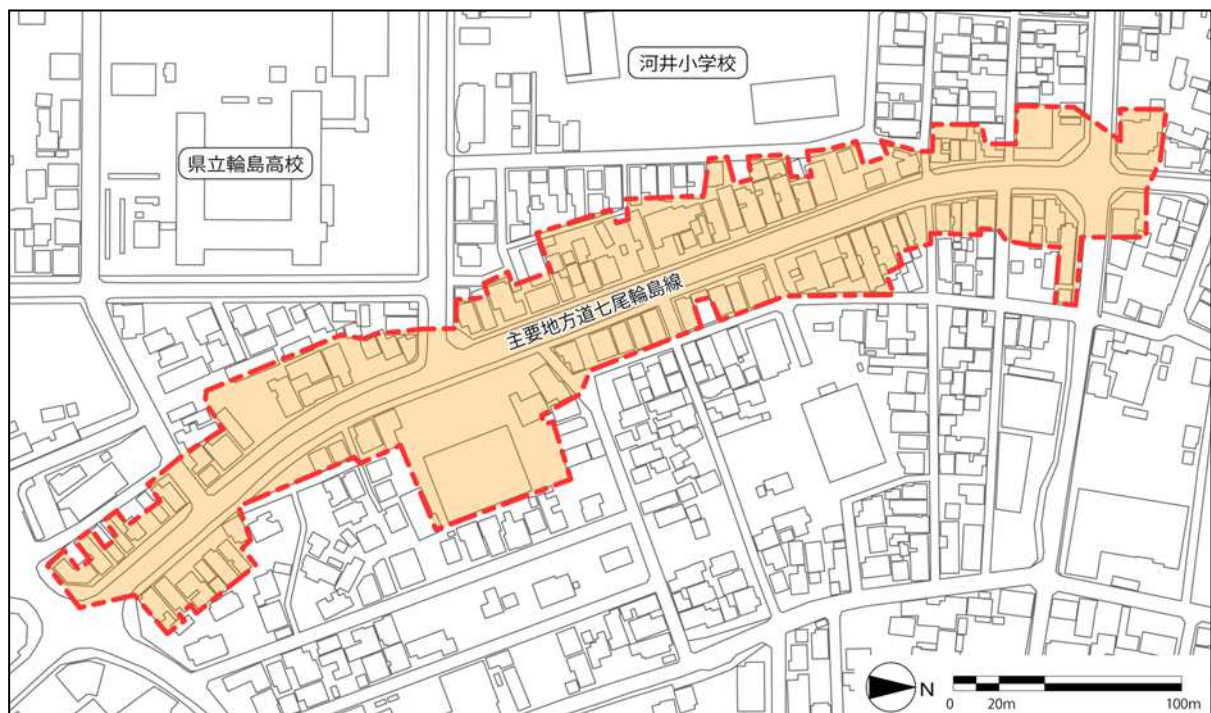


図1 馬場崎・駅前地区

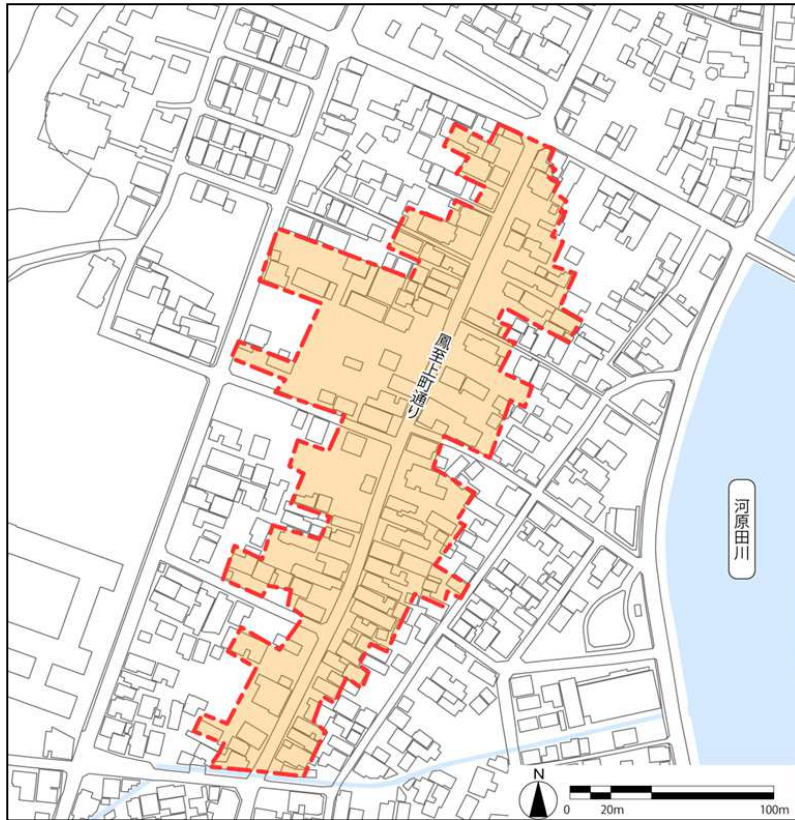


図2 鳳至上町地区

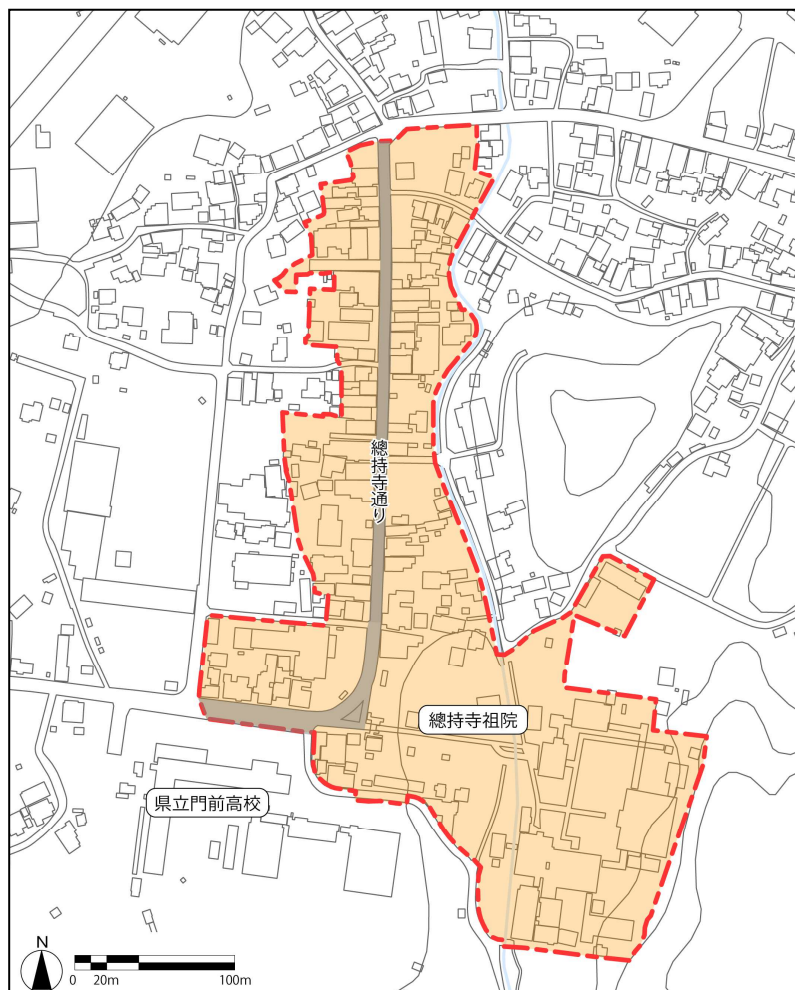


図3 總持寺周辺地区

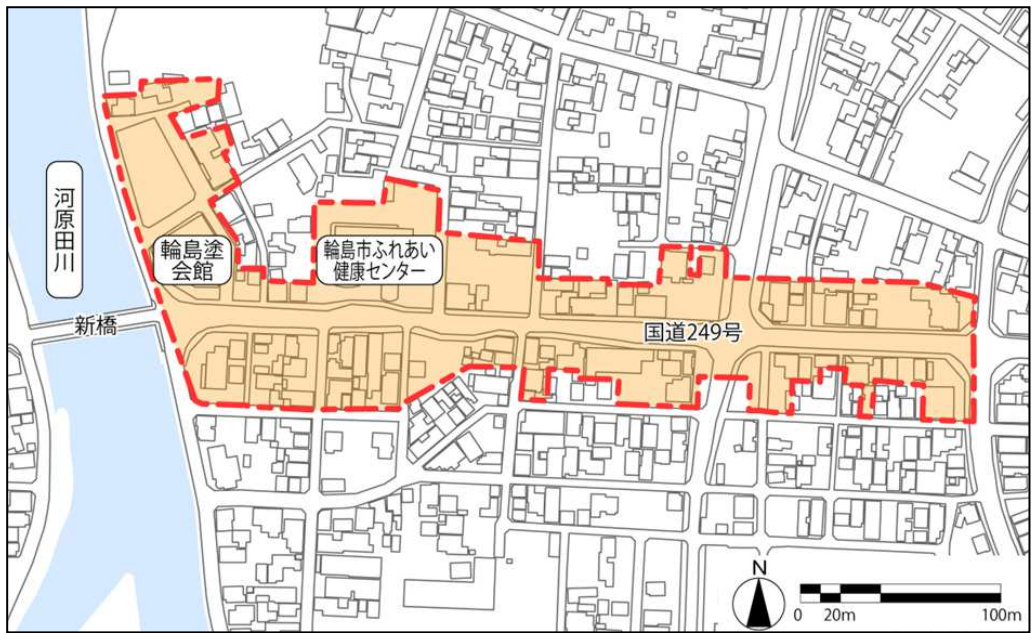


図4 まんなか地区

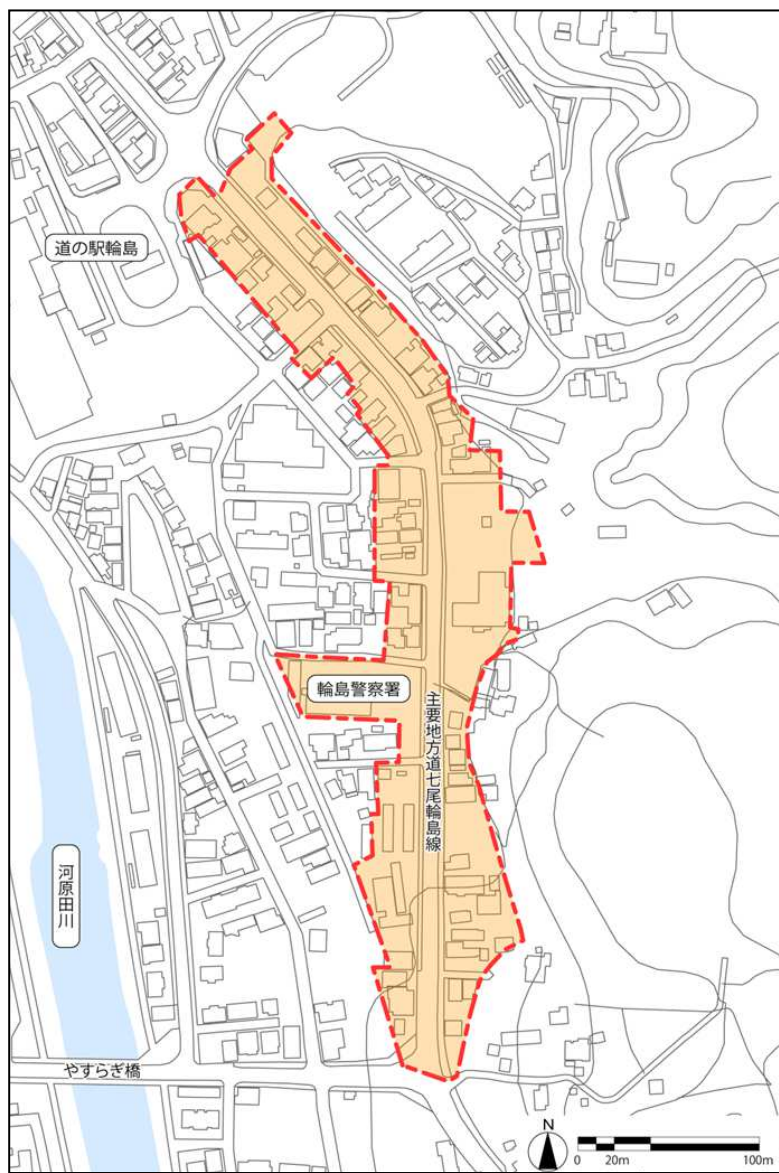


図5 長山地区

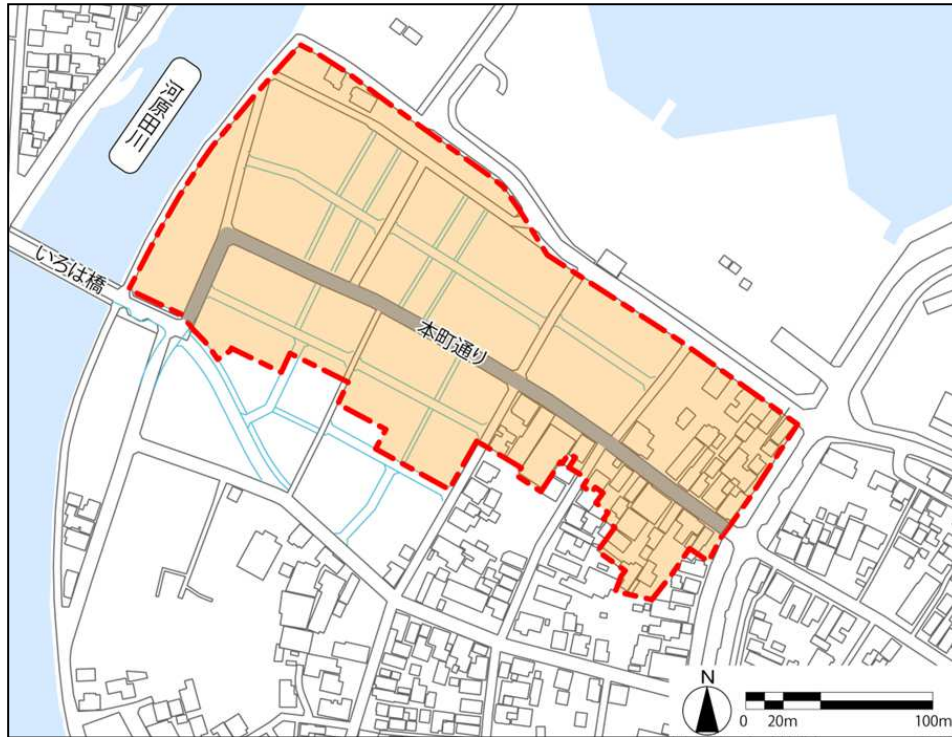


図6 本町周辺地区

- ・ 市が指定する景観重要建造物及び景観重要樹木の保存行為における対象区域は、市区域全域とします。

(2) 申請者の範囲

- ・ 輪島景観重点地区の対象区域内において次に挙げる補助対象行為を行おうとする者。
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木において次に挙げる補助対象行為を行おうとする者。
- ・ また、各種の税金滞納者は申請できません。

(3) 補助対象となる行為

【輪島景観重点地区に立地する民間の建築物等の修景行為】

- ・ 建築物の新築・増築・改築
- ・ 対象区域内において景観形成基準に沿う外観の現状維持および修理
- ・ 塀、その他の工作物の新設・増設・改装
- ・ 建築物、塀、その他の工作物の大規模な修繕・模様替え
- ・ なお、屋根工事や外壁工事では、下地工事などの必要な工事一式を含めて補助対象とします。
- ・ また、内装工事、設備工事は補助対象外です。

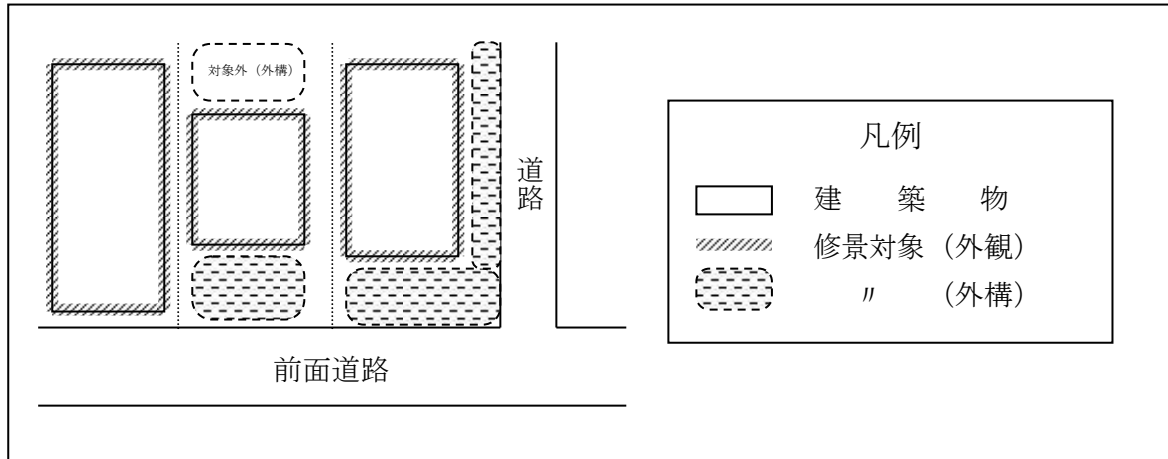
【景観重要建造物等の保存行為】

- ・ 景観重要建造物における景観形成基準に沿う外観の現状維持および修理。
- ・ 景観重要樹木における病害虫の駆除ならびに景観形成基準に沿う剪定および害虫処理等。
- ・ また、現状外観の変更を伴う修繕、模様替え及び色彩変更等は事前に市の承認が必要です。

(4) 補助対象となる建築物等

①-1 補助対象となる建築物等の範囲 (図7)

- ・ 建築物外観に対して行う修景行為。
- ・ 当該建造物と一体となって良好な景観を形成している塀、その他の工作物で、公共空間から通常望見できる範囲に対して行う修景行為が対象となります。



①-2 補助対象となる景観重要建造物の範囲

- ・ 市が景観重要建造物として指定した建造物の外観に対して行う修景行為。ならびに当該建造物と一体となって良好な景観を形成している敷地、塀等で、道路等から通常望見できる範囲に対して行う保存行為が対象となります。

①-3 補助対象となる景観重要樹木の範囲

- ・ 市が景観重要樹木として指定した樹木に対して行う生育管理。
- ・ 景観重要樹木付近の侵入を防止する保護柵または倒木や枝折れを防止する支柱等の保護材の設置もしくは修繕。ただし、周囲との一体性や周辺景観を損なうことのないよう、景観に配慮すること。

② 補助対象となる項目

- 以下に示した項目が補助の対象となります。

	項目	修景基準	補助対象
建築物	屋根	● 黒色の日本瓦葺きを基本とする。	● 日本瓦葺きとした場合の材料費を含む工事費
	下屋根	● 板葺き、落ち着いた色彩の金属葺き、黒色の日本瓦葺きとする。	● 日本瓦葺きとした場合の材料費を含む工事費
	壁面	● 自然素材のもの（板張り、漆喰仕上げ等）とする。 ● 吹き付け外装材やサイディング等を上手に活かし、自然素材に準ずる仕上げとしたものとする。（準防火地域に限る）	● 板張り・漆喰仕上げ等で、外観を構成及び防火構造とするために必要な最小限の下地材・仕上げ材等の材料を含む工事費
	建具	● やむを得ずアルミサッシを設置する場合は、黒または茶系色のつや消しのものとし、できる限り木製の格子を設ける。 ● 建物に車庫を取り入れる場合の開口部は、通りの景観に配慮したものとする。	● 木製建具や格子等の材料を含む工事費（アルミサッシは補助対象外とする）
付属工作物	板塀等外構	● 門・柵・塀を設ける場合は、板塀等で伝統的なまちなみと調和したものとする。	● 和風の板塀、土塀、石垣、竹垣等の自然素材を基本とする塀を設置する工事費
	設備機器	● エアコン室外機、ガスボンベ等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するほか、木等で覆う。	● 設備機器を隠蔽するために必要な材料費を含む工事費 ● 設備機器の移設費
	屋外広告物	● 素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。 ● 色彩や意匠は落ち着いたものとする。	
景観重要建造物	外観全体	● 景観重要建造物（一体となり良好な景観を形成する、景観形成重要建造物の敷地、板塀等を含む。）として指定された当時の外観を保つことを基本とする。	● 外観を維持するために必要な修理や改修に係る工事費 ● 一体となり良好な景観を形成する、景観重要建造物の敷地、板塀等の工事費
景観重要樹木	外観全体	● 景観重要樹木（保護柵、支柱等を含む。）として指定された当時の外観を保つことを基本とする。	● 生育管理にかかる経費

3. 補助限度額と整備の水準

(1) 補助金の補助率及び限度額（補助対象工事等1件につき）

区分		補助金の額	限度額
輪島景観重点地区	屋根（下屋根、庇等を含む。）	補助事業に係る費用の3分の2以内の額	100万円
	外壁	補助事業に係る費用の3分の2以内の額	100万円
	外部建具	補助事業に係る費用の3分の2以内の額	100万円
	外構、工作物等	補助事業に係る費用の3分の2以内の額	50万円
景観重要建造物		補助事業に係る費用の3分の2以内の額	300万円
景観重要樹木		補助事業に係る費用の3分の1以内の額	20万円

備考

- ・ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- ・ 輪島景観重点地区内にある景観重要建造物は輪島景観重点地区の補助金の対象外です。
- ・ 輪島景観重点地区内で新築する場合において、指針に定める屋根の補助基準を満たさない時は、輪島景観重点地区の補助金の対象外となります。
- ・ 補助金の交付は限度額までです。天災等により市長が認める被害を受けたものについては、再交付を受けることができます。
- ・ 補助金は建築物等の所有者ではなく、建築物等自体に交付します。各区分で一度ずつ補助を受けることが出来ます。補助金を交付したことがある建築物等であっても、前回補助内容と違う区分であれば、再度補助金を交付します。ただし景観重要建造物および景観重要樹木については、景観形成基準に沿う整備その他市が必要と認める行為等を実施する場合に補助金を交付します。

(2) 整備水準の原則

- ・ 修景を実施する際には、「輪島市景観計画 輪島景観重点地区景観形成基準」に掲げている整備内容を遵守することを原則とします。
- ・ 各地区ならびに景観重要建造物及び景観重要樹木における景観形成基準は以下のとおりです。

①馬場崎・駅前地区

区 域		馬場崎・駅前地区
項 目		
建築物	共通事項	こころの「調和」 みんなしてもうちよっこり いいまちにせんけーね
	壁面後退	道路境界部から 1.0m後退して建てる。
	形 態	輪島らしい構造 ・輪風、3階建て以下、軒先の高さはまわりとバランスをとる。切り妻（妻入り・平入り） ・浜屋づくりを振り返るものとする。 ・伝統を超える新しい美を創出する。
	素材・色彩	輪島らしい素材・色 ・地場の素材と色を基調とする。 ・屋根は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等を基本とする。
	装 飾	輪島らしい装飾 ・風土や先人の知恵・意匠を生かして工夫する。
外構・工作物	隣地境界	・ナカシャ（建物と建物の間）はお互い 25cm ずつ空けて、最低 50cm は確保する。
	道路に接する面	・前庭や庭先にうらおいを創出する。
	そ の 他	訪れる人への輪島らしい工夫 ・まちの個性を生かした休憩できるポケットパークや案内板、街路灯を工夫する。
店舗	店 づくり	・輪風のまちなみを尊重した店づくりを考慮する。
	ディスプレイ	・まちなみの魅力をアップするディスプレイを考慮する。
	職の見せ方	・まちを歩く人と輪島弁で会話できる、そんな職の見せ方を考慮する。
	バリアフリー	・誰もが店に入れるように、入り口の段差をなくし、通路も広くとる。
	屋外広告物 自動販売機	・個性を出しながらも自己主張しすぎないように、まちなみに配慮する。 ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。

②鳳至上町地区

区 域		鳳至上町地区
項 目		
建築物	共通事項	・歴史的な街並みの保全と、良好な居住空間の形成を目指し、落ち着いたたたずまいの景観形成を図る。
	高 さ	・3階建て以下とする。
	形態・素材	・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。
	色 彩	・伝統的な街並みと調和した落ち着いた色彩とし、奇抜な色をさける。 ・屋根は、黒色を基調とする。
	外 壁	・意匠等は、できるだけ木を活かしたものとする。
	屋外広告物	・伝統的な街並みとの調和を図る。 ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。
	設 備	・外部に露出させないよう工夫する。
	車 庫	・内部が直接見えないよう工夫する。
外構・工作物	緑 化	・既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。
	垣・柵・塀	・塀等を設ける場合は、生け垣、板塀等により伝統的な街並みとの調和を図る。
	駐 車 場	・外部から直接見えないよう工夫する。
公共空間		・歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。

③ 總持寺周辺地区

区 域		總持寺周辺地区
項 目		
共通事項		・通りに面する住宅等、それに付属する建築物、外構、屋外広告物及び駐車場などは、落ち着いた意匠、形状、材料及び色彩となるように努める。
建築物	高さ	・建物の高さは2階建て以下を原則とするが、やむを得ず3階建てにする場合は、3階部分をセットバック（後退）するなど工夫する。
	位 置	・總持寺通りに面する建物は、軒庇の先端を道路境界線にそろえることを基本とし、やむを得ず建物をセットバック（後退）する場合は、門・垣・柵・塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。
	屋 根	・屋根は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 ・下屋根や庇を設ける場合は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等を基本とする。
	外 壁	・外壁は、自然素材（板張り、漆喰塗り、石張り、土壁等）または自然素材に準ずる仕上げとし、落ち着いた雰囲気となるようにする。
	開口部 （窓・扉）	・外部建具は、茶色または黒色の木製またはそれに準じるものとする。
外構・ 工作物	建築設備 屋外階段	・建築設備及び屋外階段は、目立たない位置に設置するか、あるいは目隠しで覆う等の工夫をする。
	門・柵・塀 など	・門・柵・塀を設ける場合は、板塀、土塀、石垣（和風）、生垣または竹垣等の設置により伝統的なまちなみと調和したものとする。
	駐車場等	・敷地全体を駐車場等のオープンスペースとする場合は、垣・柵・塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。
	植 栽	・敷地内にある既存の樹木の保全、活用に努める。 ・新たに緑化を行う場合は、周辺景観に配慮した植栽計画とする。
	のり面 ・擁壁	・のり面、擁壁を設置する場合は、違和感のない意匠、素材を用い、できる限り植栽を施す。
屋外広告物	・屋外広告は、總持寺通りの雰囲気と調和した色彩、素材、大きさのものを使用する。	
保存建築物		・歴史のある建物については、復元・修繕・保存に努める。

④ まんなか地区

区 域		まんなか地区
項 目		
建築物	共通事項	・「漆の里まんなか」として、蔵づくり、浜屋づくりの伝統的なデザインを組みあわせ、漆をイメージさせる調和のとれた賑わいのある沿道景観を形成する。
	形態・素材	・輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、蔵風のまちなみを目指す。 ・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 ・外壁等は、質感の高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する。
	色 彩	・屋根は、黒色を基調とする。 ・外壁の基調色は、蔵や町家をイメージさせる落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。 ・アクセントカラーとして古代朱（おちついた朱色）を用いる。
	高 さ	・通りに面する場所は3階建て以下とする。 ・4階以上は後退するなどまちなみに配慮する。

外構・ 工作物	道路に 接する面	<ul style="list-style-type: none"> ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる。 緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる。 自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する。 敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準に準ずる。 材料は、蔵のデザインと調和する自然素材（漆喰、土、木材、石材など）、または質感の高い現代建築素材を用いる。 日本の伝統色（えんじ、藍、うぐいす、海老茶等）を基調色に用いる。

⑤長山地区

区 域		長山地区
項 目		
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」につながる区間であるため、市街地への連続性を創出し、落ち着いたある輪島らしい景観を目指す。
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> 輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、輪島らしいまちなみを目指す。 屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 外壁等は、自然素材（木、土壁等）との調和性が高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、黒色を基調とする。 外壁の基調色は、落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する場所は3階建て以下とする。 4階以上は後退するなどまちなみに配慮する。
外構・ 工作物	道路に 接する面	<ul style="list-style-type: none"> ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる。 緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる。 自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する。 敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準に準ずる。

⑥本町周辺地区

区 域		本町周辺地区
項 目		
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 切妻を基本とする和風の勾配屋根で、形状・色彩が統一したまちなみを形成する。
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> 輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した落ち着きあるまちなみを目指す。 屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 外壁等は、伝統的な自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の質感に近い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースとし、伝統的な自然素材の使用も検討する。 防火性能に配慮した素材の使用等に努める。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、黒色を基調とする。 外壁の基調色は、浜屋づくりをイメージさせる低明度・低彩度の落ち着いた色彩（灰色、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。 オーニングテントを設ける場合の色彩は、原則、別表（p44）の基準（ろ）の範囲とするが、地区で調和を図った色彩とする場合は、基準を超える色彩も認める。
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高さは3階建て以下とする。 本町通りに面する部分は原則2階建て以下とし、軒庇の高さを揃えるなど沿道の見え方を統一する。やむを得ず3階建てにする場合は、3階の壁面は通りから後退し、沿道の圧迫感を防ぐ。
	位 置	<ul style="list-style-type: none"> 本町通りに面する建物は、まちなみの連続性に配慮し、軒庇の先端を道路境界線に原則そろえる。やむを得ずそろえられない場合は、和風の板塀など景観的な配慮を行う。
	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> 本町通りに面してシャッターを設置する場合は、色彩・材質など景観的な配慮を行う。
外構・工作物	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は、通りから直接見えないように配置するなど工夫する。
	道路に接する面	<ul style="list-style-type: none"> 本町通りに面した部分には極力植樹しない。 通りに面して車庫を設ける場合は、形状や色彩・材質など景観的な配慮を行う。 本町通りに面して車庫は原則設置しない。本町通りのみに面した敷地等でやむを得ず設ける場合は、景観的な配慮のほか、車両が見えないように工夫する。 自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 本町通りに面して車両の出入口を原則設置しない。 本町通りに面しない駐車場は出入口を集約するなどまちなみの連続性に配慮する。 本町通りに面してやむを得ず駐車場を設ける場合は、和風の板塀の設置など景観的な配慮を行う。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準に準ずる。
公共空間	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間、賑わいに貢献する空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。 	

⑦景観重要建造物

対象		景観重要建造物
項目		
建造物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から通常望見できる範囲における外観の維持を原則とする。 ・建造物の価値を大きく損なう行為は原則不可とする。 ・現状で改変されている場合は、復元するものとする。
	形態・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の色彩を原則とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設構造物であっても、景観を損なわないよう、材質、色調に配慮する。
外構	堀、板塀など	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲する。
工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲するなど、周辺景観に配慮する。

⑧景観重要樹木

対象		景観重要樹木
項目		
樹木	樹容等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から通常望見できる範囲における外観の維持を原則とする。 ・樹木の価値を大きく損なう行為は原則不可とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の種類に応じて適切な生育管理を行うとともに、生育を妨げるような行為は避ける。
工作物	保護柵・支柱等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の形態、素材を踏襲するなど、周囲との一体性や周辺景観を損なわないよう、景観に配慮する。

4. 補助対象行為のイメージ

- ・ 図8は、補助対象となる修景行為のイメージです。あくまでもイメージですので、実際の修景では、それぞれの方の実情に応じた整備を行うことになります。

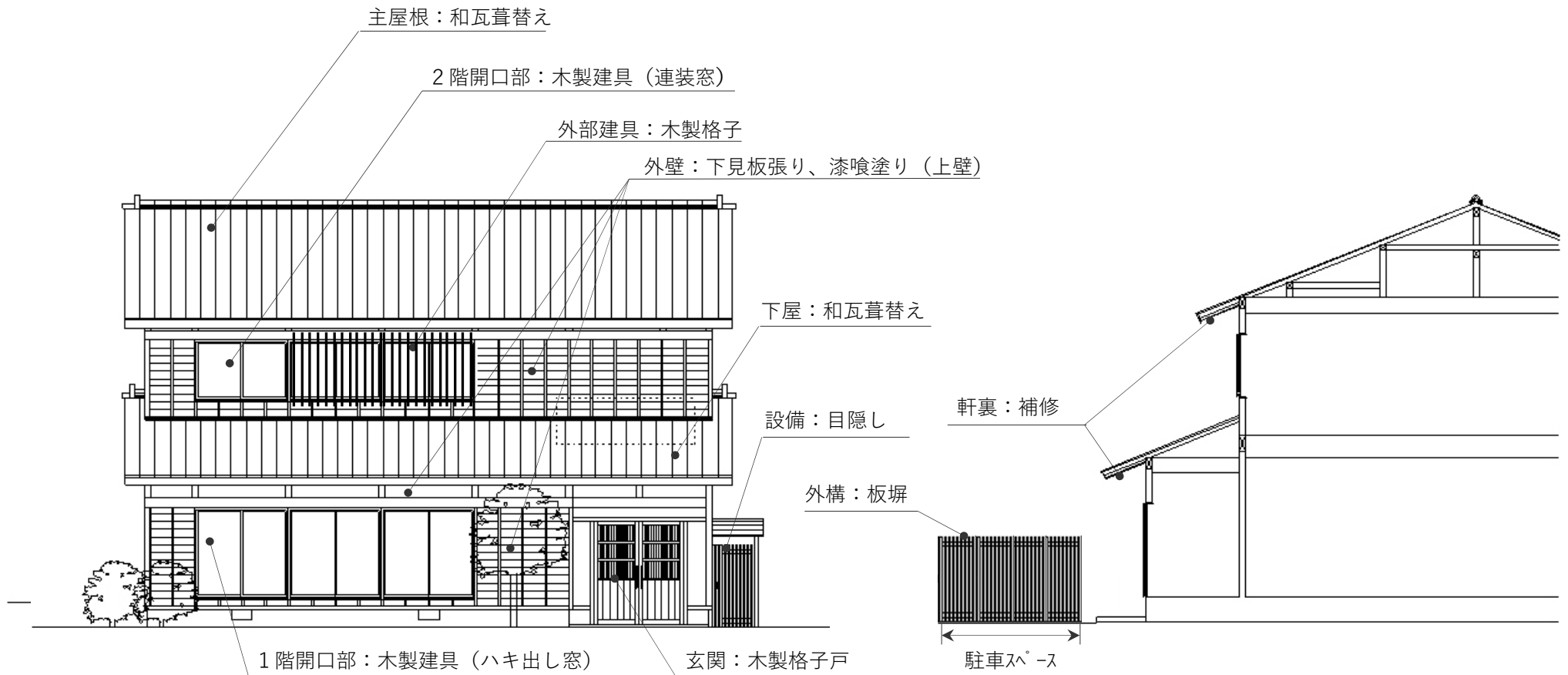


図8 補助対象行為のイメージ

5. 補助申請手続きの流れと提出書類

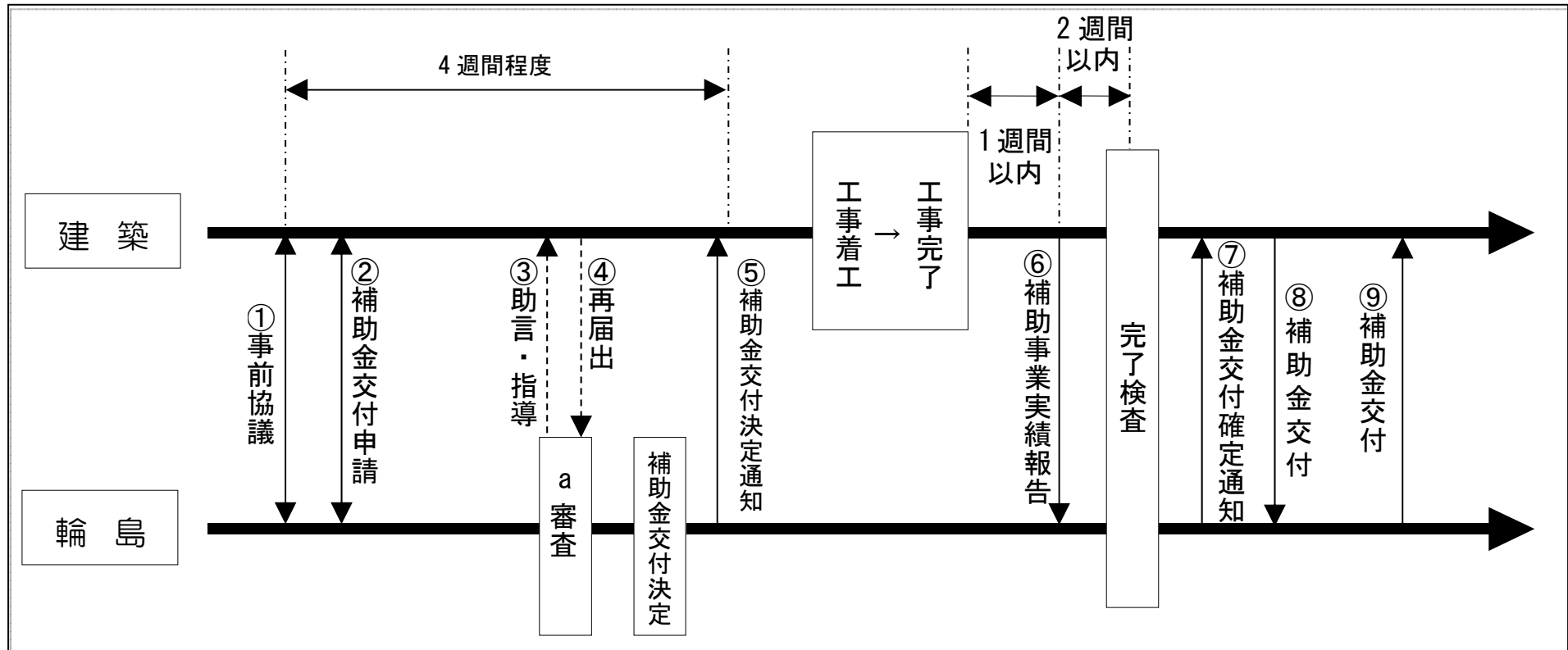


図9 補助金交付までの流れ

a. 審査

- ・届出のあった案件が街並み景観整備基準に適合しているか、および補助対象となるかを審議する。
- ・届出書類の妥当性および不備のチェック。

b. 完了検査

- ・市が行う。必要に応じて建築主の立会いを求める。
- ・実績報告書に基づき、修景工事が計画通り行われたか審査を行う。
- ・補助金交付の是非と補助金確定額の決定を行う。

表 補助金申請者の提出書類一覧

②補助金交付申請	頁数
1) 補助事業認定申請書 (様式第 1 号)	16
2) 景観計画区域内における行為の届出書の写し	
3) 工事設計図面 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図 (住所等) ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 (修景工事実施部分を着色) ・ 仕上表 ・ その他必要な図面等 	
4) 現況写真 (カラーのものに限る。)	
5) 収支予算書 (別紙)	17
6) 施工業者の見積書	
⑦補助事業実績報告	頁数
7) 交付申請書兼実績報告書 (様式第 5 号)	18
8) 収支決算書 (別紙)	19
9) 竣工写真 (カラーのものに限る。)	
10) 領収書写し	
⑨補助金交付請求	
11) 補助金交付請求書	

輪島市長

郵便番号
 住 所 _____
 ふりがな
 氏 名 _____
 電話番号 () —

補助事業認定申請書

輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の認定を申請します。

また、輪島市が補助事業の認定にあたり必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

記

対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 輪島景観重点地区(_____ 地区) <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
名 称		
所 在 地	〒 _____	
事 業 期 間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
事 業 費 額	金 _____ 円	
交付申請予定額	金 _____ 円	

※添付書類(□にチェック)

補助事業に係る次の図面等の写し

- 位置図、計画平面図、着色した立面図、彩色及びマンセル値を明示した資料
- 生育管理、保護柵等の設置・修繕の内容がわかる資料
- 収支予算書(別紙)
- 事業費額の内訳がわかる書類(見積書、契約書、明細書等の写し)
- 現況写真(カラー写真に限る。)
- その他市長が必要と認める書類

別紙

収支予算書

1 収入の部

科目	金額 (円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他 ()		
合計		

2 支出の部

科目	金額 (円)	備考
補助対象経費		屋根 外壁 外部建具 外構、工作物等 景観重要建造物 景観重要樹木
補助対象外経費		
合計		

輪島市長

(申請者)〒 _____
 住所 _____
 ふりがな
 氏名 _____
 電話番号 _____

補助金交付申請書兼実績報告書

輪島景観重点地区修景整備事業補助金の交付を受けたいので、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び実績報告します。

また、補助金に関する審査及び調査のため、私の個人情報(税情報を含む。)を閲覧することに同意します。

記

対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 輪島景観重点地区(_____ 地区)		
	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
名 称	_____		
所 在 地	〒 _____		
事 業 期 間	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
交 付 申 請 額	金	円 (1,000 円未満切捨て)	

※添付書類 (□にチェック)

- 収支の実績(別紙)
- 竣工写真 (カラーのものに限る。)
- 工事等の完成図書 (配置図、平面図、着色した立面図)
- 工事等に係る費用の内訳が確認できる書類 (契約書、請書、注文書等) の写し
- 工事等に係る支払いが確認できる書類 (領収書等) の写し
- その他市長が必要と認める書類

別紙

収支の実績

1 収入の部

科目	金額（円）	備考
市補助金		
自己資金		
その他（借入金等）		
合計		

2 支出の部

科目	金額（円）	備考
補助対象経費		屋根 外壁等 外部建具 外構、工作物等 景観重要建造物 景観重要樹木
補助対象外経費		
合計		